

はしがき

本書は、刑法をこれから学ぼうとしている方や基本を復習したい方のために、23事例をマンガで紹介しながら、重要な論点を理解できるようにしたものです。

刑法は、犯罪と刑罰に関する法といわれ、第一線で活躍する警察官にとって必要不可欠であり、正しく理解し運用できることが求められます。そこで、本書は、刑法を学ぶ上で押さえておきたい論点、昇任試験で繰り返し問われるテーマや職務上取扱いの多い事案等から23項目を厳選し、それぞれ、「事例(マンガ)→解説→答案例」の流れで各項目を理解することができるようになっています。

本書を刑法の基礎固めにご活用いただき、日々の職務執行や昇任試験対策の一助となれば幸いです。

令和3年6月
株式会社 教育システム
代表取締役社長 松崎 基子

Contents

本書の構成と使い方	004
-----------	-----

刑法総論

1. 不作為犯	008
2. 間接正犯	014
3. 正当防衛と過剰防衛	022
4. 故意と過失	030
5. 事実の錯誤	038
6. 責任能力・原因において自由な行為	046
7. 未遂犯	052
8. 共同正犯	060
9. 共犯をめぐる諸問題	068

刑法各論

国家的法益に対する罪

10. 公務執行妨害罪	078
11. 逃走の罪	086
12. 賄賂の罪	094

社会的法益に対する罪

13. 放火の罪	102
14. 文書偽造の罪	110

個人的法益に対する罪

15. 傷害の罪	118
16. 逮捕・監禁の罪	126
17. 略取・誘拐の罪	134
18. 建造物侵入罪	142
19. 窃盗罪	148
20. 強盗の罪	156
21. 詐欺罪	164
22. 横領の罪	172
23. 盗品等に関する罪	180

刑法に関する用語

①	076
②	188

索引	190
----	-----

公務執行妨害罪とは、公務員が職務を行う際に、その公務員に対して暴行又は脅迫を加える犯罪をいいます。

- 公務執行妨害罪が成立する事例を見てみましょう。 ●

POINT
1

甲はバトカー(物)に危害を加えているが、公務執行妨害罪にいう暴行に当たるの? ▶▶▶▶▶

POINT
2

乙が投げた石は警察官に命中していないが、公務執行妨害罪にいう暴行に当たるの? ▶▶▶▶▶



▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 甲の行為は、公務執行妨害罪にいう暴行に当たる。

詳しくはP.082へGO!

▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 乙の行為は、公務執行妨害罪にいう暴行に当たる。

詳しくはP.083へGO!

公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する(95条1項)。

意義

公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行・脅迫^{▶P.188}を加えることで成立する犯罪です。

保護法益

公務の円滑な遂行です(最判昭32.2.12)。

要件

① 公務員

国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいいます(7条1項)。

② 職務を執行するに当たり

(1) 「職務」の意義

公務員が取り扱う各種各様の事務の全てが含まれます(最判昭53.6.29)。

(2) 職務の適法性

公務執行妨害罪が成立するためには、職務の執行が適法なものでなければなりません(大判大7.5.14)。

このコマに注目!



110番通報を受け現場に臨場し、状況を確認するために職務質問を行っており、警察官の職務執行として適法であるといえる。

職務の
適法性
の要件

- ① 公務員が、その行為を行う抽象的（一般的）職務権限を有すること
- ② 公務員が、その行為をなし得る具体的職務権限を有すること
- ③ その行為が公務員の職務行為の有効要件として定められている重要な条件・方式を履践していること

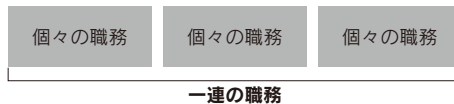
(3) 職務を執行するに「当たり」の意義

ア 具体的な職務の執行中と執行開始直前を意味しています。



職務の執行に着手していなくても、まさにその執行に着手しようとしている直前の場合も含まれます。

イ 判例は、個々の職務と個々の職務との間に中断があっても、ある程度継続した一連の職務として公務執行妨害罪の成立を認めています（最判昭53.6.29）。



判例

「職務を執行するに当たり」の意義

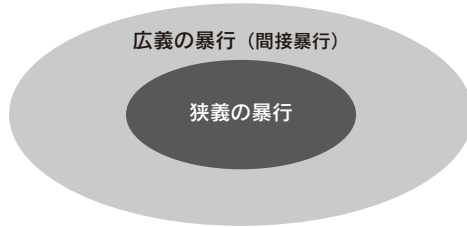
具体的・個別的に特定された職務の執行を開始してからこれを終了するまでの時間的範囲、及びまさに当該職務の執行を開始しようとしている場合のように当該職務の執行と時間的に接着しこれを切り離し得ない一体的関係にあると見ることができると見られる範囲内の職務行為をいう（最判昭45.12.22）。

要件

③ 暴行又は脅迫

(1) 「暴行」の意義

本罪の暴行は、暴行罪(208条)の暴行(狭義の暴行：人の身体に対する不法な有形力の行使)より広く、公務員に向けられた不法な有形力の行使をいいます(広義の暴行)。

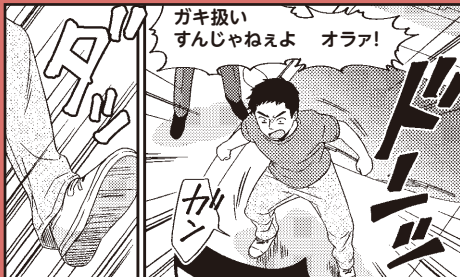


物に対する有形力の行使が公務員に向けられたもの(間接暴行)であれば、本罪の暴行となります。

判例で認められた具体例

① 直接暴行の例	② 間接暴行の例
警察官に向けて投石し、耳の辺りをかすめさせた場合(最判昭33. 9. 30)	執行官の命を受け、その指示に従って家財道具を屋外に搬出中の補助者に対し、執行官の面前で暴行を加えた場合(最判昭41. 3. 24)

このコマに注目!

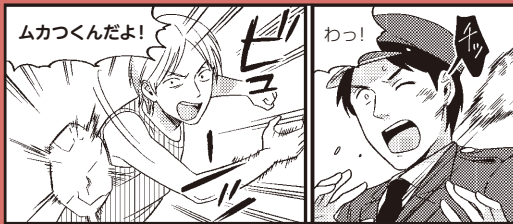


甲がバトカーのボンネットに乗り発進を妨害した行為は、間接的であるが警察官に物理的な影響を与えるものである。

POINT
1

甲の行為は、「間接暴行」に当たるから、公務執行妨害罪にいう暴行に当たる。

このコマに注目！



乙が拳大の石を警察官に向け投げた行為は、たとえ耳元をかすめただけでも、警察官に向けられた不法な有形力の行使といえる。

POINT
2

投石は命中していないが、乙の行為は「直接暴行」に当たるから、公務執行妨害罪にいう暴行に当たる。

(2) 「脅迫」の意義

▶P.076

本罪の脅迫は、脅迫罪(222条)の脅迫^{*}と異なり、人を畏怖させるに足りる害悪の告知があればよく、害悪の内容や告知の方法を問いません。

※脅迫罪の脅迫は、害悪の内容が限定されている。

④ 故意

(1) 故意の内容

公務員が職務執行に当たっていることの認識と、その公務員に対して暴行又は脅迫を加えることの認識が必要です。ただし、目的犯ではないので公務の執行を妨害する目的は不要です。動機も問いません。

(2) 違法性の錯誤(法律の錯誤)

真実は適法な職務執行であるのに、行為者が違法なものと誤信して暴行に及んだときについて、判例は、法律の錯誤であり故意を阻却しないとしています(大判昭7.3.24)。

既遂時期

公務員に対して暴行・脅迫を加えた時に直ちに成立します。現実には職務執行が妨害されたという結果が発生することを必要としていません(最判昭33.9.30)。

公務執行妨害罪

問

パトカー勤務員2名は、ドリフト族が暴走行為をしているとの110番通報を受け、パトカーにより現場に臨場した。大半の車両は逃走し、現場に残っていた若い男性2名(甲及び乙)に対して職務質問をしたが「見ていただけだ」と言うのみで走行の事実は確認できなかったことから、帰宅するように促した。勤務員がパトカーに乗ろうとしたところ、質問に腹を立てた甲がパトカーのボンネットに乗ってパトカーの発進を妨害し、さらに、乙が拳大の石を警察官に向け投げたが、耳元をかすめただけで怪我はなかった(なお、パトカーは破損していない)。

この場合における甲及び乙の刑責について述べなさい。

答案例

1 結論

甲及び乙は、公務執行妨害罪(刑法95条1項)の刑責を負う。

2 公務執行妨害罪

(1) 意義

公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行・脅迫を加える犯罪である。

(2) 保護法益

公務の円滑な遂行である。

(3) 公務員の職務の適法性

公務執行妨害罪の成立には、職務の執行が適法であることが必要である。

(4) 本罪における暴行の意義

公務員に向けられた不法な有形力の行使をいう。

本罪における「暴行」は、暴行罪における「狭義の暴行」より広い概念である「広義の暴行」を意味している。

公務員の身体に対して直接加えられる必要はなく、直接には物に対して向けられた間接的なものであっても、公務員に物理的に影響を与えるような有形力の行使であれば足りるとされている(間接暴行)。

ア 直接暴行

警察官を殴打する行為のほか、例えば、警察官に向けて投石し耳の辺りをかすめさせる行為等が含まれる。

イ 間接暴行

例えば、執行官の命を受け、その指示に従って家財道具を屋外に搬出中の補助者に対し、執行官の面前で暴行を加えるような場合等をいう。

(5) 既遂時期と結果発生の要否

本罪は、公務員に対して暴行・脅迫を加えた時に直ちに成立する。現実に職務執行が妨害された結果が発生することを要しない。

3 設問に対する検討

(1) 甲の刑責

甲がパトカーのボンネットに乗りその発進を妨害した行為は、警察官の身体に対して直接加えられているものではないが、警察官に間接的・物理的に影響を与える間接暴行であることから、公務執行妨害罪の構成要件である「暴行」に当たる。したがって、甲は、公務執行妨害罪の刑責を負う。

(2) 乙の刑責

乙が拳大の石を警察官に向け投げた行為は、たとえ耳元をかすめただけであっても、警察官に向けられた不法な有形力の行使といえ、公務執行妨害罪の構成要件である「暴行」に当たる。したがって、乙は、公務執行妨害罪の刑責を負う。